

令和3年1月28日

福運整第611号

福運輸第835号

福島県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長

<公印省略>

「旅客および貨物自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用限度を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、標記の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年1月26日から実施していることをお知らせします。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について (傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和 3 年 1 月 26 日 <u>国自安第 178 号</u> <u>国自旅第 383 号</u> <u>国自整第 278 号</u></p>	<p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和 2 年 11 月 27 日 <u>国自安第 136 号</u> <u>国自旅第 302 号</u> <u>国自整第 219 号</u></p>
(略)	(略)
<p>第 20 条 異常気象時等における措置</p> <p>(1) 「その他の理由」とは、<u>大雨、大雪、暴風等の異常気象及び土砂崩壊、路肩軟弱等の路線障害等をいう。</u></p> <p>(2) 「必要な指示その他輸送の安全のための措置」とは、<u>暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、雪道を走行するおそれがある場合においては、滑り止めの措置が講じられていること(一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業にあつては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等を含む。)の確認をいう。</u></p>	<p>第 20 条 異常気象時等における措置</p> <p>(1) 「その他の理由」とは、<u>天災以外の異常気象及び土砂崩壊、路肩軟弱等の路線障害等をいう。</u></p> <p>(2) 「必要な指示」とは、<u>暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。</u></p>
(略)	(略)
<p>第 45 条 点検整備等</p> <p>(1) 事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、<u>整備管理者が、法のほか道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)の規定のうち、点検整備(道路運送車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(道路運送車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(道路運送車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。</u></p> <p>① 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特種車や架装部分の点検・整備 ・シビアコンディション(雪道(一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切 	<p>第 45 条 点検整備等</p> <p>(1) 事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)の規定のうち、点検整備(道路運送車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(道路運送車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(道路運送車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。</p> <p>① 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特種車や架装部分の点検・整備 ・シビアコンディションの対応(雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路

<p><u>旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車においては、冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。）、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応</u> <u>このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>等)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>
--	--

附 則

改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について (傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号</p> <p>最終改正 令和 3 年 1 月 26 日 国自安第 179 号 国自貨第 99 号 国自整第 279 号</p>	<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号</p> <p>最終改正 令和 元年 10 月 31 日 国自安第 113 号 国自貨第 76 号 国自整第 163 号</p>
(略)	(略)
<p>第3条の2 点検整備</p> <p>1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、整備管理者が、法のほか道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。</p> <p>(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。</p> <p>① 特種車や架装部分の点検・整備</p> <p>② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。)、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応</p> <p><u>このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>第3条の2 点検整備</p> <p>1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。</p> <p>(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。</p> <p>① 特種車や架装部分の点検・整備</p> <p>② シビアコンディションの対応(雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p>
(略)	(略)
<p>第 11 条 異常気象時等における措置</p> <p>「異常気象その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害等をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、雪道を走行するおそれがある場合にお</p>	<p>第 11 条 異常気象時等における措置</p> <p>「その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。</p>

いては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り止めの措置が講じられていることの確認をいう。

(略)

(略)

附 則

改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。